

13 農林水産業関係

ア 農業

(7) 担い手、農地政策

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 認定農業者制度の運用改善	農林水産省	a 農業経営改善計画の認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合があるが、これが公開されていないため、市町村における認定審査の基準が不透明になり、よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じているケースも見受けられる。 したがって、認定手続きの透明性を確保するために、認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合には、当該基準を公開するよう必要な措置を講ずる。 【「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号農林水産省経営局長通知)の一部改正】	措置済			◎
		b よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じている状況を改善するため、既に一部の市町村において実施している認定審査における第三者機関の設置・第三者機関からの意見聴取が全国的に行われるよう、必要な措置を講ずる。 【「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインの留意事項等について」(平成15年9月26日付け15経営第3399号農林水産省経営局経営政策課長通知)の一部改正】	措置済			◎
		c 真に経営努力を継続した者のみが再認定されるよう、再認定においては、経営努力の判断基準として、従前の計画に係る経営規模、所得、労働時間等の目標の達成状況を把握し、その要因を分析した上で、再認定の可否を判断するよう必要な措置を講ずる。 【「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号農林水産省経営局長通知)の一部改正】	措置済			◎
		d 現在、農林水産省経営局長通知(平成18年6月27日付け18経営第2053号)において、市町村は、認定に係る全ての農業経営改善計画について、原則として毎年(少なくとも当該計画の有効期間の中間年には必ず)、当該計画を検証し、取組が不十分である場合は、指導・助言その他の支援を実施することとなり、それを受けた認定農業者に改善が見られない場合には、「適切に認定の取消しを行うことが望ましい」とされているが、経営改善に取り組む意欲がない農業者を認定農業者として支援することは政策の意図を歪めることになることから、認定の取消しについては、適切に運用されるよう必要な措置を講ずる。 【「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインの留意事項等について」(平成15年9月26日付け15経営第3399号農林水産省経営局経営政策課長通知)の一部改正】	措置済			◎
② 認定農業者制度の適切な運用	農林水産省	a 市町村において制度の趣旨に沿った運用がなされているかなどを含めて、認定農業者の農業経営改善計画の達成状況を把握し、必要に応じて改善に向けた必要な措置を講ずる。		措置		◎ (農林水産省) 市町村における認定農業者制度の運用状況については、20年4月に、経営改善計画の達成状況の把握の有無等を内容とするアンケート調査を実施し、20年10月にとりまとめを行った。 この結果、経営改善計画の達成状況の中間年に当たる3年目について達成状況を把握している市町村は約4割にとどまっていることから、20年12月に、市町村に対し認定農業者の経営改善の状況について適切に把握するよう通知を发出了。
		b 認定農業者の認定においては、一律的に規模の拡大のみを要件としているものではないということを改めて周知する。 併せて、市町村において農業経営の改善に関する目標を総合的に判断して認定がなされるよう、判断基準の明確化を図る。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 水田・畑作経営所得安定対策の対象農業者の要件の周知	農林水産省	水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)においては、一律的に経営面積のみを要件としているものではないということを改めて周知する。	措置済			◎
④ 農林水産省における農業経営相談窓口の周知徹底	農林水産省	認定農業者制度や水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)等の農業経営に係る国の施策、制度に関する相談については、既に農林水産省に経営相談窓口を設置して農業経営者の経営相談を受けているところであり、個別事案についても相談を受け付けているが、農業経営者には十分周知されていないとの指摘がある。 したがって、これら経営相談窓口の存在と、経営相談窓口において個別事案についても相談を受け付けていることを改めて周知徹底する。	措置済			◎
⑤ 農地政策全般の再構築に係る検討・検証	農林水産省	農地の流動化及び規模拡大について賃貸借によるものが主流であるという実態を踏まえ、利用集積を加速化するために、所有と利用を分離し、経営的利用を更に促進し、利用本位の農地政策としていくため、農地政策全般の再構築に向けて検証・検討を行う。 その際には、農地を農地として利用することを前提に、他産業・異分野からの農業参入を促進し、様々な形態や新たなビジネスモデルで農業経営が可能となる観点も念頭に置いて、検証・検討を行う。	検討開始			◎ (農林水産省) 左記の内容を実現すべく、第171回国会に関連法案を提出し、同国会で成立。(平成21年6月24日公布)
⑥ 農地の長期安定利用スキームの設定	農林水産省	現行制度においても20年までの利用権の設定や賃貸借契約が可能である旨の周知徹底を図り、設定期間及び契約期間の長期化に取り組む。 【「農用地の賃貸借の存続期間の取扱いについて」(平成18年10月31日付け農林水産省経営局構造改善課通知)】	措置済			◎
⑦ 主体を問わない農地利用の促進	農林水産省	現在、特定法人貸付事業において、農業生産法人以外の法人であってもリース方式で農地の権利が取得できることとなっているが、参入区域(市町村が、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定)内であれば農地に制限はないにも拘らず、リースのできる農地が耕作放棄地に限られるといった誤解や農地情報が不足しているといった指摘がある。農業分野において新規参入の積極化が求められる中、農業経営に意欲的な一般法人の新規参入を促進するため、耕作放棄地以外の農地もリースが可能であることの周知徹底を図るとともに、一般法人の農業参入に資する農地情報を提供する仕組みを構築する。	措置済			◎
⑧ 明確な理念に基づいた農地政策の確立	農林水産省	農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念に基づき、農地関連法制の整理を行った上で、新たな農地政策を確立する。		平成20年度ないし21年度措置		◎ (農林水産省) 左記の内容を実現すべく、第171回国会に関連法案を提出し、同国会で成立。(平成21年6月24日公布)
⑨ 新規参入者等に必要ない貸出農地情報等の提供	農林水産省	新規参入等に必要ない貸出農地情報等の提供については、実勢を反映した賃借価格、利用権設定条件、土地改良の有無など規模拡大や面的集積に資する情報が得られるようにするとともに、農業を営業者、今後農業経営を目指す者等、誰でもアクセスなどが可能となるようにする。		平成20年度ないし21年度措置		◎ (農林水産省) 左記の内容を実現すべく、「農地情報提供システム構築事業」により、新規参入者等が必要とする貸出農地等の情報について、誰でもアクセスが可能なシステムを開発し、平成21年4月から運用を開始。 なお、HPのURLは、 http://agri.nca.or.jp/
⑩ 面的集積の促進に向けた実効性の確保	農林水産省	a 面的集積を行う仕組みについては、農業経営者の経営効率化の支援に資するものとなるようにするとともに、特定の者による恣意的な判断の排除や決定過程の透明性が確保されるよう一定の利用・集積ルールを整備する。		平成20年度ないし21年度措置		◎ (農林水産省) 左記の内容を実現すべく、第171回国会に関連法案を提出し、同国会で成立。(平成21年6月24日公布)
		b 委任・代理で面的集積をする仕組みにおいて、その役割を担う者は、農地の所有者等への働きかけ等を担うという性格上、地域から信頼される者である必要がある一方、面的集積においては交渉力や行動力も必要である。 したがって、モデル的に面的集積を実施する際には、委任・代理で面的集積を行う行動力等の実績の検証を踏まえた上で、本格的な面的集積の仕組みを構築・導入する。		平成20年度ないし21年度措置		◎ (農林水産省) 左記の内容を実現すべく、第171回国会に関連法案を提出し、同国会で成立。(平成21年6月24日公布)

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑪ 農地賃貸借に係る改善	農林水産省	a 借り手となる農業経営者の経営安定に向け、農地の賃貸借の解約については、原則認められないこと、また、賃借権の内容については、特約を含め設定時に明文化することを周知する。	措置済			◎
		b 農業経営の多様化により、生産基盤ではなく経営基盤として農地を捉える農業経営者が増加し、農地利用やその賃借期間も多様化している。したがって、多様化する農業経営の安定を支援すべく、20年を超える長期間の賃貸借が可能となるよう必要な措置を講ずる。		平成20年度ないし21年度措置		◎
⑫ 優良農地の確保、耕作放棄地の解消	農林水産省	a 耕作放棄地については、これまでも実態調査を行い、解消に向けた取組が求められているものの、その増加に歯止めがかかっておらず、また、農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地の解消に係る市町村長の勧告等の法的規制の発動も低調である。 したがって、農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地の解消に係る市町村長の勧告等の法的規制について、法律に基づく発動基準をガイドライン等で具体的に示して、周知する。 併せて、解消計画に基づく対策と法的規制の発動が連携して行われるよう必要な措置を講ずる。	措置済			◎
		b 優良農地の確保を図るためには、農振農用地区域への編入を促進し、関係機関の指導による営農再開等の解消方策を着実に推進するとともに、それでも農振農用地区域外に留まる耕作放棄地については、農業利用に最大限努める一方で、長期遊休化し農業利用が困難と判断された耕作放棄地については、植林等非農業利用へ促す。	平成20年中措置		◎	(農林水産省) 平成20年度において、市町村等が耕作放棄地の現状を的確に把握するための調査を実施し、国が策定した具体的判断基準等に基づき、「農業的利用ができる土地(農地)」、「農業的利用ができない土地(非農地)」に振り分け、農地とされた土地については、各種支援策を示した「耕作放棄地解消支援ガイドライン」等を踏まえ、市町村による耕作放棄地解消計画の策定の推進を図った。また、農振農用地区域への編入促進等を内容とする「農地改革プラン」を昨年12月3日に公表した。
⑬ 農業生産法人の出資に係る特例措置の周知徹底等	農林水産省	農業生産法人は、関連事業者等から総議決権の1/4まで出資を受けることが可能であり、また、認定農業者となれば総議決権の1/2未満まで出資を受けることが可能であるが、現状をみると、必ずしもこれらを十分に活用しているとは言い難く、これらの活用について周知徹底を図る。また、可能なものについては、農業生産法人の農業経営の発展に資するような運用改善の検討を行う。		平成20年中措置		◎ (農林水産省) 左記の内容を実現するため、平成20年9月25日に、「農業生産法人の出資に係る特例措置の周知徹底について(平成20年9月25日付け事務連絡)」を発出。
⑭ 農地政策改革における論点整理及びその公表	農林水産省	次に掲げる論点について、検討の方向性が明らかになった段階で公表する。 (ア) 委任・代理で農地を集めて農業者に面的にまとまった形で再配分する仕組みの対象とする地域について (イ) 委任・代理で面的集積を行う仕組みにおいてその役割を担う者と、従来から利用調整の役割を担っていた者の役割分担について (ウ) 農地の流動化の促進に向け、農地の貸し手の安心感を向上させる観点等から整備すべき機能について (エ) 新たな農地制度に即した農地税制の見直しについて		平成20年度ないし21年度措置		◎ (農林水産省) 左記の内容を実現すべく、第171回国会に関連法案を提出し、同国会で成立。(平成21年6月24日公布)

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑮ 農業委員会の在り方の見直し	農林水産省	a 認定農業者に対して重点的に施策を実施するなど、従来の政策からの大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、その政策意図を十分に農業委員会に浸透させるとともに、市町村によって異なっている農業委員会の運用や権限行使を是正するため、改めて、農業委員会の権限行使が统一的に運用されるよう、判断基準の周知徹底を図る。 【「農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の適正化等について」(平成19年3月27日付18農振第1942号農林水産省農村振興局長通知)】	措置済			◎
		b 農業委員には、地元の農業の状況に深い理解のある農業者の存在は不可欠であるが、農業委員会が中立性を確保し構造改革を促進する組織として機能を発揮するため、選任委員に中立的な第三者である学識経験者が参加できるように改める。 【「農業委員会の選任委員の選定について」(平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知)の一部改正】	措置済			◎
		c 農業委員会が農用地の利用関係の調整等を進めて行くに当たっては、農地の出し手や小規模農家の意向を踏まえつつも、その権能を行使する農業委員に、「農業経営の改善に取り組む意欲のある農業者」、「農業経営のスペシャリストを目指す者」である認定農業者などの今後の農業の担い手となる者を増やしていくことに取り組む。 【「農業委員会の選任委員の選定について」(平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知)の一部改正】	措置済			◎
⑯ 農業委員会の改革	農林水産省	農業委員会の権能は、農地転用許可申請についての都道府県知事に対する意見書の添付、利用権設定等促進事業の推進のための農用地の利用関係の調整等、要活用農地の所有者に対する指導及び市町村長への通知要請などがある。 しかしながら、例えば、耕作放棄地について、現在38.6万haまで拡大する中で、その解消に係る指導が低調であるなど、十分にその機能が発揮されているとは言い難い面もある。 したがって、農業委員会が果たすべき役割について、十分機能するような改革を検討する。	平成20年中検討開始			◎ (農林水産省) 左記の内容を実現すべく、平成21年1月23日に、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)を发出。
⑰ 農業経営の多角化に向けた転用基準の周知徹底	農林水産省	農業経営の多様化に向けた転用について、農地転用許可制度上配慮がなされているものの、これが農業現場において浸透していないのが実態である。農業経営者及び農業委員において、このような転用が可能であるとの認識が乏しく、必ずしも周知されているとは言えない状況にある。さらに、例え、農業経営者において転用が可能であると認識していても、農業委員会において、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすことがないか否かの判断が困難であるとの理由によって転用ができないとの指摘もある。 したがって、農業経営の多様化に向けた農地転用許可制度について、改めて周知徹底する。	措置済			◎

(イ) 農協、農業金融、農業共済等

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 農協の経済事業改革等の推進	農林水産省	全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)等において不正事件が累次にわたり発生していること等を踏まえ、農林水産省では全農に対し、その子会社を含め、事業・組織の在り方について見直しを行い、経済事業の主体を各単位農協と位置付け、複数段階での手数料を削除するなどコスト効率的な組織とすべく、平成17年10月に7回目の業務改善命令を发出し、全農より改善計画を提出させ指導しているところである。同改善計画は、全農の経済事業改革について、一定の期限を区切り数値目標等を設定させるものであるが、同改善計画の進捗状況を対外的に公表させるとともに、その成果を農林水産省が責任を持ってフォローアップする。	逐次実施			○ (農林水産省) 全農の改善計画の進捗状況については、四半期ごとに全農から農林水産省に報告させ、監視・指導を行っている。なお、全農は自らのホームページにおいて、改善計画の進捗状況を公表。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
② 農協の内部管理態勢の強化	農林水産省	a 農協は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、引き続き内部統制の強化に取り組む。	逐次実施			○(農林水産省) 1 農協系統は第24回JA全国大会で、すべての農協・連合会が内部統制システムの整備に取り組むことを決議(18年10月11日)。 2 19年度は、貯金量が200億円以上のJAにおいて、20年度は、全ての3月期決算JAにおいて、内部統制の強化(代表者が財務諸表の適正性及び財務諸表作成にかかる内部統制の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載する取組)を実施。 3 21年度からは、全中の基本方針(農業協同組合法第73条の23の2に基づく「組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本方針」(19年3月、20年8月改訂))に沿って、各JAにおいて「内部統制報告書監査」への対応を可能とする内部統制システムを導入することとしており(※)、これにより、他業態を上回る内部統制システムが整備される予定。 (※)こうした内部統制システムの導入は、上場企業には21年3月期決算から義務付けられているが、協同組織金融機関は義務付けの対象外。
		b 特に、コンプライアンス態勢については、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。 【「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)の一部改訂】	措置済			◎
③ 農協の不正な取引方法等への対応強化	公正取引委員会 農林水産省	a 独占禁止法上の不正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインについて、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、協力して、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対し、説明会の開催やそれらの者が実施する研修への協力等を通して、周知徹底を図る。 【「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の周知等について(平成19年4月18日付け公経整第19号、19経営第230号、公正取引委員会経済取引局長、農林水産省経営局長連名通知)】	措置済			◎
	農林水産省	b 同計画において、「農協の指導機関である全中や実際に事業を行う全農が、上記ガイドラインを個別の事業に当てはめて、各農協がルールを逸脱することがないように分かりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずる。不正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について、農業協同組合法による行政処分も含め、適正に対処するよう所管行政庁において徹底する。」とされていることについては、平成19年度以降も逐次実施する。	逐次実施			○(農林水産省) 全中、全農等は、平成18年2月に作成した独占法遵守に向けたパンフレットを農協ガイドラインの公表を踏まえ、平成19年7月に改訂の上、各農協へ配布し、独占禁止法遵守の周知徹底を実施。 不正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について農業協同組合法による行政処分も含め適正に対処するよう、平成18年7月20日付けで改正し、関係機関に通知するとともに、このことを農協ガイドラインの説明会においても周知。 農水省事務ガイドラインに基づき、農協が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いのある事実を知り得た場合には、公正取引委員会に対し、当該事実を連絡するなど連携を図っている。
	公正取引委員会 農林水産省	c 公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、農協組合員、農業者の組織する団体等が農協に苦情について情報提供したり、農協が法令順守の観点から相談したりしやすくするため、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対して、苦情受付・相談方法及び相談窓口の周知徹底を図るとともに、苦情・相談について協力して対応するなど、所要の措置を講ずる。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
④ 公正な競争条件の確保	公正取引委員会	農業分野全般において、不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	逐次実施			○(公正取引委員会) 平成18年度において、2つの農業協同組合に対して、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第13項[拘束条件付取引]に該当)に違反するおそれがあるものとして、それぞれ警告を行った。
⑤ 農協経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善	農林水産省	a 全中に他の金融機関におけるディスクロージャーの状況を参考としつつ、説明書類の雛形を作成させ、周知させるなど一層の比較可能性を高めるよう所要の措置を講ずる。	措置済			◎
		b 組合員、貯金者等に対する情報開示を迅速に行うためにも、農協は、他の金融機関におけるホームページ上での説明書類の公開状況を参考としつつ、ホームページへの説明書類の掲載等、組合員、貯金者等の利便性に応じた公開方法で自主的開示を行うことが必要である。この自主的開示について、全中に農協に対し指導させるよう、必要な措置を講ずる。 【「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)の一部改正】				◎
		c 全中に部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の一般への開示、更なる部門別の資産の情報提供を指導させるなど、自主的な情報開示が促進されるよう必要な措置を講ずる。 【「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)の一部改正】				◎
⑥ 組合員に対する的確な情報開示の実施	農林水産省	これまで、農業協同組合制度の所管官庁である農林水産省が、幾度となく的確な情報開示を行うべきと指導していることについては一定の評価がなされるものの、現在制度的に義務付けられている情報開示の仕組みや自主開示の促進などの指導が今一度、改めて農協及び組合員に周知徹底されるよう必要な措置を講ずる。 【「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)の一部改正】	措置済			◎
⑦ 中央会監査の在り方についての検討	農林水産省	全中の一組織であるJA全国監査機構が実施している中央会監査について、様々な角度から、組合員、貯金者等が納得する監査の在り方について検討を行う。	検討開始			○(農林水産省) 1 農林水産省としては、これまでの検討において、農協に対する監査については、全中監査一元化制の下で、監査の質の向上を図ることが課題としてきたところ。 2 農協系統においても、平成20年12月4日に、公認会計士の積極的登用(現在の6倍の30人に大幅増加)等を内容とする向こう5年間の行動計画を策定したところであり、今後、これに着実に取り組むことにより、監査の質の向上という課題に対応していくこととしている。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 中小企業信用保険における対象事業の見直しと農業信用保証保険との連携強化による農業経営者等の資金調達の円滑化の促進	経済産業省 農林水産省	a 農協以外の金融機関からの資金調達を求める農業経営者が信用保証協会の保証利用を希望した場合等で、信用保証協会において引受けの可否の判断がつかないような場合には、農業信用基金協会に連絡、相談するなど、農業経営者の資金調達の円滑化が図られるよう中小企業信用保険と農業信用保証保険の連携の強化を図る。 【「農業信用保証保険制度の適正な運営について」(平成19年9月3日付け 19経第3447号 農林水産省経営局金融調整課長通知)】	措置済			◎
	経済産業省 農林水産省	b 現在、信用保険の対象となる農業関連事業者は、①きのこ生産事業やもやし栽培業などの生産設備を要する事業者、②生産のみならず、加工・販売業まで行っている事業者、に限定されているが、昨今の農業の多様化に伴い、経済産業省は多角的農業経営者等の信用保険へのニーズを把握するとともに、農林水産省とも協議の上、必要に応じ対応を検討する。	検討	結論		○ (農林水産省、経済産業省) 中小企業信用保険の農業関連事業者への対象拡大についてのニーズがあることは聞いているが、引き続き実態把握に努めるとともに、中小企業信用保険制度の適切な運営を確保するため、対応の必要性も含め、検討を続ける。
	経済産業省	c 建設業者が農作業の一部を受注するようなケースが増加している。このような農業サポート事業への新規参入が積極化するよう、他産業から農業サポート事業に参入した事業者を信用保険の対象とすることについての必要性・妥当性について検討を行う。	検討	結論		○ (経済産業省) 他産業から農業サポート事業へ参入した事業者の信用保険の必要性については、各信用保証協会を通じて保証利用の要望を把握し、必要性・妥当性を検討していく。
⑨ 農業信用保証保険制度の対象融資機関の拡大	農林水産省	a 信用組合も農業信用保証保険制度の利用対象融資機関とする方向で見直す。	措置済			◎
		b 農業信用保証保険制度について、農協以外の民間金融機関に周知徹底を図るべく、情報提供等を積極化する。	措置済			◎
⑩ 農業経営改善促進資金スーパーS資金の取扱いの適正化	農林水産省	スーパーS資金の取扱いについて、地域の農業信用基金協会の考え方や保証引受の審査を担う担当者に誤解が生じていることも考えられることから、本来の制度目的に沿った取扱いがなされるよう、改めて必要な措置を講ずる。 【「農業信用保証保険制度の適正な運営について」(平成19年9月3日付け19経第3447号 農林水産省経営局金融調整課長通知)】	措置済			◎
⑪ 知的財産や農業動産を担保とした新たな資金調達手法の検討及びその公表	農林水産省	農業金融の円滑化に向けては、農業特有の知的財産・動産及び新たなビジネスモデルの活用も今後重要になると考えられる。 農林水産省においては、金融機関(農協系統、農協以外の金融機関、政府系金融機関)、農業生産者団体を構成員とした検討会を設置し、新たな資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等を検討しているところである。 農業経営者にとって、農業金融の円滑化は喫緊の課題であることは言うまでもない。このため、現在、上記検討会で行われている農業金融の円滑化に向けた検討を踏まえ、新たな資金調達手法の内容、具体的事例、課題等について、一定の結論を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を引き続き行う。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑫ 自立した農業経営者に対する支援策の拡充	農林水産省	a 中小企業分野においては、連鎖倒産の防止に向けた倒産防止共済や売掛債権の保証事業など事業・営業面のリスクヘッジ手段が充実しているが、農業分野においては、生産面でのリスクヘッジ手段は一定の整備がなされているものの、今後、事業・営業面も含めたリスクヘッジ手段の充実化が必要である。 したがって、リスクヘッジ手段として現行の対策が十分に機能しているかを必要に応じて検証した上で、農業経営のリスクヘッジ手段の在り方について検討する。 併せて、平成20年度中に検討状況を公表する。		措置		◎ (農林水産省) 米生産にかかる農業経営のリスクヘッジ手段の在り方については、平成20年5月16日に開催された第12回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会(各業界の専門家及び学識経験者等によって構成)において、生産者・実需者等からヒアリングを行い、播種前契約を含めた米の取引価格について意見交換を実施するなど、検討。その内容についてはホームページに掲載し、公表。
		b 農業金融の円滑化に関しては、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「新たな資金調達手法の内容、具体的事例、課題等について、一定の結論を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を引き続き行うべきである。【平成19年度措置】」とされていることについて、特に運転資金の円滑化に資する新たな資金調達手法を含め、引き続き取り組む。		措置		◎ (農林水産省) 平成20年10月に発足した株式会社日本政策金融公庫において、担い手農業者が必要とする運転資金の円滑化を図るため、証券化支援業務を開始したところであり、必要な予算措置を講じたところ。 また、ABL(売掛債権・動産担保融資)については、経済産業省等と連携しつつ、セミナーやシンポジウムを開催し、普及促進を図ったところ。
⑬ 創業支援融資制度の充実	農林水産省	経営として農業を行う者、また、経営として農業を行う計画をしている者が増加しており、農業金融においても「就農」だけでなく「創業」を含め支援していく必要がある。これらの新規創業を積極化させるためには、創業時に要する資金調達を支援するのの一つの策であることから、農業金融における創業支援融資制度の充実を図る。 なお、創業支援融資制度の充実に当たっては、農協以外の民間金融機関の参入も促進されるような制度設計を行う。 【「農業近代化資金融通措置要綱」(平成14年7月1日付け経営第1747号農林水産次官依命通知)等の一部改正】	措置済			◎
⑭ 農業再生委員会についての周知徹底等	農林水産省	a 現在、農林水産省においては、経営が困難となった農業者の経営を見極め、経営再生の支援またはその有する経営資源の整理継承に向けた支援を都道府県において行う農業再生委員会の設置を支援している。 しかしながら、その設置数が低位に止まっており、農業再生委員会についての理解が、都道府県や農業経営者等において、不足していることも考えられる。 他方、農業現場においては、農業経営が困難となる事例も発生しており、農業経営の再生・事業継承を円滑に促すことが必要であると考えられる。 したがって、農業経営の再生支援が積極的に図られるよう、農業再生委員会のスキームやメリットなどについて周知を図る。	措置済			◎
		b さらに、農業経営の規模拡大やリスク分散によっては、都道府県をまたがる農業経営も考えられ、農業再生委員会同士の連携が必要な場合も考えられるため、今後の農業再生委員会の運用状況を踏まえ、必要な措置を検討する。		以降検討		○ (農林水産省) 農業再生委員会の機能強化や農業再生委員会同士の連携が可能となるよう、平成21年度より新たに全国段階に金融機関OBや弁護士等の専門家で構成する支援チームを設置することとしている。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑮ 農業共済制度の見直し	農林水産省	a 掛金の設定や損害補償金の算出根拠、また、加入要件の地域差に関する合理的説明など、加入者の理解が得られるよう、徹底した情報開示を促進する。 【「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18経営第7041号)農林水産省経営局長通知】	措置済			◎
		b 農業共済制度では、共済金額についても個人選択の途が開かれているが、更なる選択肢を広げるため、現在、十分に活用されていない「環境や要素を踏まえて個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステム」について、各共済組合が活用するよう促す。 また、そのシステムや防災施設の設置状況等栽培管理技術による掛金の割引について、周知徹底を図る。 【「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18経営第7041号)農林水産省経営局長通知】	措置済			◎
		c 農業共済制度の目的は、農業災害補償法(昭和22年12月15日法律第185号)第1条に「農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする」とあるが、本来、経営というのは、自主・自律が原則であり、リスクや競争にどのように対処するかを経営者が自ら考え、経営戦略を実行していくことが求められる。 したがって、リスクにどのように対処するかは、経営者の判断により決定すべきものであり、本制度も農業経営者にとっては、リスクヘッジ手段の一つの選択肢として位置付け、農業者の選択の自由度の向上を図るため、「引受方式及び補償割合を農家が選択できる仕組み」について周知徹底を図るとともに、各共済組合が組合員農家のニーズを踏まえて、できるだけ多くの選択肢を共済規程に盛り込むよう促す。 【「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18経営第7041号)農林水産省経営局長通知】	措置済			◎
⑯ 経営実態に即した農業共済制度の運営	農林水産省	被害申告期限後であっても、収穫前に被害申告がなされれば共済金が支払われるということについて農業者に対し、一層の周知を図る。 併せて、農業共済は、特段の支障がない限り全ての引受方式及び補償割合を共済規程に盛り込むよう促す。		措置		◎ (農林水産省) 平成20年4月に開催した都道府県主管課長会議及び農業共済組合連合会等全国参事会議を通じて、周知を徹底。
⑰ 共済金の被害認定基準の周知徹底	農林水産省	農業経営者より、農業共済組合によって被害認定が異なっており、それにより共済金の支払が共済組合によって差があるとの指摘があることから、農業共済組合の被害認定基準について周知徹底を図る。		措置		◎ (農林水産省) 平成20年4月に開催した都道府県主管課長会議及び農業共済組合連合会等全国参事会議を通じて、周知を徹底。また、平成20年10月には、農家に対する説明事例を添付した事務連絡を都道府県に発出し、農業共済組合等が被害認定基準について周知徹底を図るよう、指導を再度要請。
⑱ 農業共済団体のガバナンス内部管理態勢の強化	農林水産省	一部の農業共済団体において、国からの補助金の不正受給が発覚し、その是正に向けた取組が求められる状況にある。 今後は、組合員に奉仕するという本旨を徹底する必要がある。 したがって、コンプライアンス委員会の設置などガバナンスの強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。		措置		◎ (農林水産省) 局長通知(平成19年11月12日付け19経営第4739号)等を発出したほか会議等で周知を徹底。農業共済団体はアクションプログラムを策定し、コンプライアンス改善委員会の設置等コンプライアンス態勢の確立に向けた取組を実施しているところ。

(ウ) 農業経営者の創意工夫を活かした経営発展の促進等

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 農業経営の発展に資する業態に対する支援	農林水産省	農業経営の発展のためには、農業経営を営む者のみならず、特定の農作業のみを受託するコントラクターや、契約により農産物の提供を受ける出荷団体などの農業経営に関連する業態についても、様々な形による支援を行うことが必要である。 したがって、こうした農業経営の発展に資する業態に対し、資金調達の円滑化など、それぞれの業態のニーズや実態に応じた支援を強化する。	措置済			◎
② 農業研修への支援の充実	農林水産省	a 農業者における受入研修について、創業意欲及び参入意欲のある者が研修を受けやすくし、かつ、研修を受入れる農業者の負担を軽減するよう、支援措置を充実する。	措置済			◎
		b さらに、企業等の農業参入法人に対する研修についても、支援を充実するなど必要な措置を講ずる。	措置済			◎
③ 中小企業政策との連携	農林水産省 経済産業省	a 現在、農業分野の課題について工業分野の技術をマッチングする農業連携の推進やその支援措置の提供などが、農政部局と中小企業政策部局の連携により行われているが、これらの活動について、農業分野において新事業の開拓や新技術の開発を目指す者への情報提供を更に充実するなど周知徹底を図る。	措置済			◎
	農林水産省 経済産業省	b 生産に止まらず加工・営業・販売まで行う多角的な農業経営の増加により、農業と他の産業の区別が困難となっている。現在、農工連携など施策の推進においては、農政部局と中小企業政策部局の連携が図られているが、流通・サービス産業分野とのマッチングによる販路拡大や人材育成、海外展開など、更に連携を図りながら、支援策を講じていく。 なお、いまだ、各部局の農業の捉え方が従来の生産活動をメインとした農業を前提としている場合が少なくないことから、生産から加工販売に至る活動を一連のものとして取り組む農業経営者について、結果的に支援が受けられない部分が出てくるおそれがある。 多角的な農業経営を目指す者は、生産から加工や販売までの過程を一連の経営活動として捉えており、これらをサポートするためには、経営全般への支援が必要となることから、双方の部局においては、経営の全般を支援するという観点から、連携を強化し支援策を講じていく。	措置済			◎
④ 生鮮食品の栄養成分の表示に向けた取組への支援	農林水産省 厚生労働省	a 生鮮食品については、農業経営者などにおいて栄養成分を表示してはならないとの誤解が生じているが、表示と実際の栄養成分の内容が一致していることを前提に、カロリーやタンパク質の吸収率などの栄養成分を表示することが可能である。したがって、生鮮食品の栄養成分の表示も可能である旨を、関係省庁が連携し、農業経営者などに広く周知する。 【「生鮮食品における栄養成分表示について」(平成19年12月27日付け19生産第6306号農林水産省生産局生産技術課長通知) 【「生鮮食品の栄養成分の表示について」(平成19年12月27日付け食安新第1227001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知)】	措置済			◎
		b 併せて、栄養成分の表示方法について、それを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、参考となる表示方法なども公表する。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けた取組支援	農林水産省 厚生労働省	生鮮食品については、健康増進法第26条に規定する特定保健用食品などの特別用途食品の許可の対象から除外されるものではないが、生鮮食品における許可実績はない。生鮮食品は、栄養成分が自然や生産地による影響を受けるという特徴を持っていることから、栄養成分に係る製品品質や安定性の確保が必要と考えられる。 したがって、生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けて、食品としてそれを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、特別用途食品の表示許可の前提となる有効性・安全性が科学的に担保されるよう、生産段階において、どのように栄養成分に係る製品品質や安定性の確保を図るかなどについて検討を行い、参考となる考え方や生産方法などの情報を農業経営者などに広く周知する。	措置済			◎
⑥ 特別用途食品の表示制度の見直し	厚生労働省	健康増進法第26条に基づく特別用途食品とは、乳幼児、病者等の発育、健康の維持・回復等に適するという特別の用途を表示して販売される食品であり、厚生労働大臣の許可が必要であり、医師等の指導の下に使用することが適当である旨の注意表示等が義務付けられる。 これにより、例えば機能性米について「低タンパク質米」等の表示を行う場合には、特別用途食品と混同される恐れがあることから、許可なく表示することは適切ではないという指導がされている。 しかしながら、吟醸酒等付加価値の高い清酒の製造に当たっては、米の外側部分のタンパク質をわざわざ削り取っていることから、清酒原料用として「低タンパク質米」への需要喚起が期待できる。このように、病者の食事療法といった特別の用途以外にも、一般的な食品として食される、又は加工用途に用いられるということも十分に考えられるため、必ずしも全ての食品が表示方法によって特別用途食品と混同されるとは限らない。 ただし、病者等が特別用途食品であると誤認することによって健康被害が発生することは防がなければならない。 したがって、特別の用途を表示して販売する食品については、当然許可は必要であるが、特別用途食品(病者用食品)ではない旨を明記して販売する食品については、栄養成分量を明示すれば、許可を得ずとも「低タンパク質(通常の水の〇%)」などといった表示が可能となるよう、既存の表示制度の運用の見直しを検討する。	措置済			◎
⑦ 米の品種等の表示制度の見直し	農林水産省	米の品種等の表示については、現在、産地品種銘柄かどうかによらず、DNA鑑定等の農産物検査以外の根拠をもって表示することを可能とするかどうかを含めた「玄米及び精米品質表示基準」の見直しについて、「食品の表示に関する共同会議」において検討されているが、単に農産物検査以外の根拠をもって品種表示が可能か否かだけの検討ではなく、将来的な広域農業経営や高付加価値商品開発によるブランド化を見据え、魅力ある商品開発を可能とする観点からも検討を行い、結論を得る。	措置済			◎
⑧ 民間企業の育成品種の普及促進	農林水産省	奨励品種制度については、民間企業が育成した品種について、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対して指導がなされているが、いまだ公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めていることから、国際競争力のある品種開発を促進するためにも、単に参入機会を与えるだけでなく、実質的に参入が可能となるよう促していく必要がある。 したがって、都道府県に対して民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間企業の育成品種が奨励品種として積極的に採用されるよう、改めて効果のある措置を講じる。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑨ 民間企業の行う品種開発に関する支援の推進	農林水産省	<p>マーケットニーズを反映した品種開発を推進するとともに、民間企業の品種開発能力の向上を図るためには、公的機関の持つ品種開発能力を、効果的に民間企業の品種開発への取組につなげていくことも重要である。</p> <p>したがって、品種開発を行う、または、品種開発に意欲のある民間企業が参入しやすくなるよう、一層の情報提供に努め、活用の促進を図るなど支援を推進する。</p>		措置		◎ (農林水産省) 農業・食品産業技術総合研究機構において、これまでホームページやパンフレットで公開してきた新しく育成された品種についての情報に加え、農業・食品産業技術総合研究機構が過去5年間に育成した水稻、小麦、大麦、大豆の地方番号が付された系統について、その主要特性、用途等の情報を、20年12月よりホームページ上で順次公開した。 なお、上記の情報を公開している系統については、農業・食品産業技術総合研究機構又は農林水産遺伝バンクで種子を原則保存しており、試験研究目的として使用する場合は共同研究契約を締結する場合に提供可能としている。
⑩ 品種登録の審査期間の短縮	農林水産省	<p>品種登録に要する審査期間については、これまでも短縮化が図られているが、引き続き、審査期間を平成20年度までに2.5年に短縮するという目標達成に向けた取組を着実に推進するとともに、更なる審査期間の短縮に努める。</p>	措置済			◎
⑪ 生産調整カウントとなる加工用米の取扱いの適正化	農林水産省	<p>農業現場においては、生産調整カウントとして認められる加工用米について、加工用米の出荷先は既存の集荷団体に限定される、また、農業経営者自らが加工用米の販売先を開拓した販売契約については、生産調整カウントとして認められないといった誤解が生じており、生産調整方針の運用に関する要領において定められた運用と異なる運用がなされているとの指摘がある。</p> <p>したがって、農業経営者の創意工夫を活かした経営発展を促進するためにも、農業現場において、このような誤解が生じないよう、また、適切な運用がなされるよう、改めて周知徹底する。</p> <p>【「平成19年度以降における米の需給調整システムの適切な実施のための取組強化について」(平成19年5月22日付け19総食第178号総合食料局長通知)】</p>	措置済			◎
⑫ 地域水田農業推進協議会における運営改善、決定過程の透明性の確保	農林水産省	<p>地域水田農業推進協議会については、当該地域の全ての認定方針作成者が実効ある形で参画し、客観的・透明性のある公正な議論が行われることが求められているが、地域においては、一部の認定方針作成者に開催日時が通知されない、一部の認定方針作成者の出席が認められない、また、幹事会や協議会の一部の構成員によって配分ルールなどが決定されるとの運用がなされているとの指摘がある。</p> <p>したがって、協議会が本来の目的に沿った役割を果たし、そこでの議論が客観的でありかつ透明性のあるものにするためにも、協議会の運営が適切になされるとともに、協議会でなされた議論について、幹事会も含めて議事録の作成・公開がなされるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>【「平成19年度以降における米の需給調整システムの適切な実施のための取組強化について」(平成19年5月22日付け19総食第178号総合食料局長通知)】</p>	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑬ 需給調整システムの改善	農林水産省	a 地域協議会の運用を改善すべく、地域の実情に応じて客観的な判断ができる生産調整方針作成者以外の学識経験者を構成員に迎えるなど、より客観的な議論が行われるようにする。		措置		◎ (農林水産省) ・水田農業構造改革対策実施要綱において、地域の実情に応じた構成員で地域水田農業推進協議会を組織することとなり、透明性・公平性の確保のために学識経験者・需要者・消費者団体等の参加について、各協議会の対応を促したところ。 ・更なる透明性・公平性確保のため、各協議会に対し今後も助言・指導を行う。
		b 生産調整方針作成者間の調整を希望する者が多いにもかかわらず、これまでの調整の実績が乏しい地域については、方針作成者相互の合意を基本に方針作成者間の調整を進める方法について検討し、一定の結論を得る。		措置		◎ (農林水産省) ・農業者ごとの生産数量目標の方針作成者間調整については、同一県内における取組に加え、県をまたぐ調整として、国が仲介して都道府県間の調整を行う仕組みを導入し、20年産米については、8県、7,580トン、21年産米については、8県、9,520トンの県間調整を実施。 ・22年産米以降についても、引き続き県間調整に取り組む方向。
⑭ 意欲ある農業経営者の支援に向けた区画整理、基盤整備事業の推進	農林水産省	能力と意欲のある農業経営者が、規模拡大や利用集積などの区画整理、基盤整備を希望し、該当農地の周辺関係者の同意が得られる場合には、意欲ある農業経営者と該当農地の周辺関係者が所有する農地等に区域を限定した区画整理、基盤整備事業の実施を推進する。 具体的には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による支援が受けられることとなり、意欲のある農業経営者とそれに同意する生産者がこうした仕組みを利用して事業が実施できるよう、積極的に広く周知し、その推進を図る。	措置済			◎
⑮ 普及事業の見直し	農林水産省	a 普及指導員が取得・収集する情報の中には、企業秘密あるいは知的財産としての保護が必要な情報が含まれている場合があり、この扱いを間違えば、情報を提供した農業経営者の経営に大きな支障を与える可能性もある。 普及指導員には公務員であることから守秘義務が課せられており、従来から他に提供する場合には情報を提供した農業経営者に了解を得るなどの対応を行っているとしているが、他方で、外部に提供して欲しくない情報を許可なく他に提供されたという指摘があるのも事実である。 したがって、例えば、国が、普及指導員による適切な情報の収集・利用・提供の在り方についての指針を示すなど、必要な措置を講ずる。	措置済			◎
		b 経営規模の拡大や業務拡大の計画に関する指導については、拡大に伴い多額の資金調達などを要し、その成否によっては、経営の継続自体が困難となるようなリスクを含んだ内容のものもあるが、そのような重要な経営指導を普及指導員が行った場合、指導対象となる農業営者にその経営リスクについての十分な認識がなされていない場合もあると考えられる。また、農業現場においては、普及指導員の言葉を重く受け止める農業経営者も多く、普及指導員からの情報提供やコメントを、農業経営者の側において、経営計画そのものの公的承認と誤解する可能性も否めない。 したがって、普及指導員が経営の継続自体が困難となるようなリスクを伴う経営指導を行う場合は、併せて当該リスクについての注意喚起を適確に行うなど、その説明責任を十分に果たすよう、必要な措置を講ずる。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		c 今後の普及事業については、現在、農業経営者が普及指導員に求める役割を踏まえた上で、農業経営者からの指導ニーズが高い技術分野に特化したスペシャリスト化を図るなど、普及指導員が大幅に減少する中で継続可能な普及事業の方向性を検討し、結論を得る。		検討	結論	○(農林水産省) 平成20年5月に各都道府県の普及事業担当主務課長から構成される全国農業改良主務課長研究協議会を開催し、継続可能な普及事業の方向性について検討に着手した。その後も、都道府県農業改良主務課長会議(平成20年11月、21年2月開催)、ブロック別会議(平成21年1月下旬～2月上旬:全国7会場)を開催し、議論を深めているところである。 これらの議論を踏まえ、平成21年度予算においては、農業経営者のニーズに応じた普及活動の展開に向けて、高度な技術・知識を有する普及指導員等の県域を越えた支援活動を推進するための事業やマーケティング面等の資質向上を図るための事業を措置した。また、各都道府県において、普及指導員に対して技術情報の提供等を担当する組織を設置するなど、普及指導員の指導力の強化に向けた組織体制の構築が図られるよう、協同農業普及事業のガイドラインの改正を行った。

(I) その他

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 農林水産消費安全技術センターの民間開放の推進 (官業イ⑫の再掲)	農林水産省	a 農薬の登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として様々な検査を行っているが、他方で農薬の登録に要する期間が長期に及ぶことから、農業生産の効率化に向けその期間短縮、簡素化が求められているところである。 このため、農林水産消費安全技術センターにおいて数値目標を設定すること等により検査の効率化に努めるとともに、関係行政機関と連携して農薬の登録に要する期間の短縮に取り組む。	措置済			◎
		b 現在、薬効・薬害試験等農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の一部には、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験したものの提出を求めているが、期間短縮を図る観点から、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど民間開放を推進する。 【「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年12月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の一部改正等】	措置済			◎
		c 農薬の適用病害虫の適用拡大については、いまだ適用拡大について改良の余地があるため、更なる適用拡大を認める。 【「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」(13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)の一部改正】	措置済			◎
		d 普通肥料の銘柄登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として検査を行っている。 これまで、業務の効率化による審査期間の短縮、業務のアウトソーシングの推進等の取組を行ってきているところであるが、普通肥料の生産業者の一層の負担軽減を図る観点から、原材料や生産工程・これまでの科学的知見を踏まえ、普通肥料のうち可能なものは更新期間を6年間に延長する。 【「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件(平成13年農林水産省告示第643号)等」の一部改正】	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
② 種苗管理センターの民間開放の推進 〈官業イ⑬の再掲〉	農林水産省	a 再試験が必要とされる理由を明確に申請者に説明するとともに、申請者においてその説明に疑問があれば、意見交換を行うなどの透明性の高い対応の仕組みを確立する。 【「登録出願品種審査要領」(平成10年12月24日付け10農産第9422号農林水産省農産園芸局長通知)の一部改正】	措置済			◎
		b 栽培試験のみならず、更なる品種登録業務の民間開放を推進する。	措置済			◎
		c 種苗管理センターの中期計画において、原原種生産の部分的な民間移行を検討しているが、日本の農産物の競争力を高めるためにも、民間企業において生産意欲のある原原種については、安定供給の確保を図りつつ、民間移行を確実にかつ早期に行う。 なお、その結果、同センターが引き続き生産を行う原原種についても、生産意欲のある民間企業が現れ、安定供給の確保が図られる場合は、その企業への原原種生産の移行を行う。	措置済			◎
③ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における民間開放の推進 〈官業ウ⑤の再掲〉	農林水産省	農産物の品種開発は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構や都道府 県の他、民間企業でも行われているところであり、民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、産学官連携などにより民間との連携を深めてきたところであるが、この連携や情報提供を一層進めることにより、独立行政法人の行う品種開発に関する業務の重点化も可能となるものと考えられる。 したがって、現在、農業・食品産業技術総合研究機構が行う品種開発に関する業務(業務の一部を含む)について、さらなる民間委託や民間開放の可能性を検討し、結論を得る。		措置		◎ (農林水産省) 国の委託により育成した品種について、命名権を国から育成者に委譲し、育成者が早期に品種登録に出願できるよう、平成20年1月に制度改正を行った。これにより、民間が品種に関する情報を早期に得られるようになるとともに、生産者・実需者が品種の実証試験等での評価に参画しやすくなった。 また、産学官のより一層の連携を図るため、品種開発にかかる共同研究等の調整の場として、農業・食品産業技術総合研究機構の他、民間企業、大学等の品種開発の関係者が参画する「新品種産業化研究会」を平成20年11月に設立した。
④ 野菜価格安定対策事業における農業経営者の育成	農林水産省	野菜については、米等の他の農産物と比較しても、気象条件の影響を受けて作柄が大幅に変動しやすい上に、保存性も乏しいことから価格が大きく変動するという供給特性を有している。このため、野菜価格安定対策事業においては、価格の下落が続くと作付意欲が低下し、次の作付で面積が減少して供給量が過少となり、逆に価格が高騰し、消費者への野菜の安定供給に甚大な影響を及ぼすということから、野菜の市場価格が過去の平均市場価格に基づいて算定された一定水準以下に低落した場合に、その価格低落分の一部が生産者に交付されている。 しかしながら、野菜を扱う経営に携わる以上、天候や需給動向に価格が大きな影響を受けることは回避できないことから、こうした需給動向等に的確に対応しうるような経営者を育成していくことが重要である。 したがって、野菜の価格安定対策事業については、経営者自身の経営体質の強化を促す観点から、需給・価格等に関する的確な情報提供を行うほか、必要な措置について検討する。		平成21年中措置		◎ (農林水産省) (独)農畜産業振興機構において、平成20年度中に2度「野菜需給・価格情報委員会」を開催し、野菜の主要品目についての今後の需給・価格の見通しの分析・検討及びその情報提供を行った。 近年、輸入シェアが増大している加工・業務用野菜を中心として、市場出荷に比し安定した価格による取引が可能となる契約栽培の積極的な推進やその供給経路(サプライチェーン)の早急な整備が重要であるとの観点から、産地や中間事業者の取組を支援し、もって野菜生産に係る経営体質の強化を図る新たな事業として「国産原材料供給力強化対策事業」を平成21年度予算において措置した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 砂糖、でん粉に関する価格調整事業の見直し 〈官業才④bの再掲〉	農林水産省	砂糖、でん粉については、内外価格差が存在すること等を理由に一定の補助が講じられているが、そうである以上、本来は、内外価格差にどのように対応した経営を行うか、そのための取組を行っているかに着目して補助を行うべきである。 砂糖、でん粉に関する価格調整事業については、現在もコスト削減に向けてインセンティブが働くような仕組みが講じられているものの、自助努力のみでは埋めがたい内外価格差がある中で、基本的に国民ななく消費者の負担に大きく依拠した制度であることは否定できない。 したがって、砂糖、でん粉に関する価格調整事業についても、経営者自身によるコスト削減意欲の向上や経営体質の強化が促進されるよう、効率的・安定的な生産計画等の策定及びその推進を図るようにするとともに、制度の仕組みやその運営状況について徹底した情報の提供・公開を進めることにより、コスト削減に向けたインセンティブが働くようにする。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 経営者自身によるコスト削減意欲の向上や経営体質の強化が促進されるよう、認定農業者の経営改善計画や地域における効率的な生産計画の策定を推進するとともに、そのフォローアップを実施した。 コスト削減に向けたインセンティブが働くように、砂糖及びでん粉に関する価格調整制度について、 ① 制度の仕組みを分かりやすく解説したものを農畜産業振興機構のホームページに掲載した ② パンフレット等を活用した検討会や説明会等を通じて、再度生産者等に対して制度の仕組みを周知した等、制度の仕組み及びその運営状況等について、情報の提供・公開を進めた。
⑥ 学校給食用牛乳供給事業の見直し 〈官業才④cの再掲〉	農林水産省	農畜産業振興機構では、国産生乳の需要拡大を通じた酪農の振興を図ることを目的として、学校給食での牛乳提供の円滑化や個々の児童生徒への飲用習慣定着を推進するための普及啓発等の取組に対し補助を行っている。 しかしながら、小・中学校の児童生徒に必要な飲用及び食用習慣は、牛乳のみに限られるものではない。また、牛乳の飲用習慣は、家庭内の飲用習慣も重要であり、学校給食において牛乳を提供するだけで十分定着するものでもない。 したがって、学校給食全体での食習慣形成活動との関係や家庭内での牛乳飲用習慣形成との関係も考慮にいれつつ、学校給食用牛乳供給事業については、その目的に照らして適切な事業内容となっているかという観点から見直し、必要に応じた措置を講ずる。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 平成20年10月に独立行政法人農畜産業振興機構に学識経験者等からなる検討委員会を新たに設置し、学校給食のみならず家庭での牛乳の飲用習慣がその後の飲用習慣の定着に与える影響についての調査手法の検討を行い、学校給食用牛乳供給事業に反映させる体制を整備した。 また、平成20年6月に全国段階の事業実施主体である社団法人日本酪農乳業協会に「学乳事業推進ワーキングチーム」を設置し、事業成果の評価を実施する体制を整備した。本ワーキングチームにおいて平成20年度中に事業の達成度を測る上での具体的な評価指標を設定し、これに基づいて評価するとともに、21年度から当該評価を反映した事業を実施する。
⑦ 酪農事業施設の設置承認	農林水産省	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直しを行う。			一 (農林水産省) 生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直しを行う。
⑧ 国産ビール大麦の品質規格の見直し	農林水産省	国産ビール大麦の検査規格の見直しについては、関係者(生産者団体、実需者団体)の意向を聴取の上、データの整理を行い、関係者の技術レベルで同意が得られる項目について、順次、農産物検査法に基づく規格検討会を開催し、見直しを実施する。	関係者の同意が得られるものについて逐次実施			◎ (農林水産省) 平成20年2月及び3月に開催した農産物検査規格検討会の意見を踏まえ、同年4月30日に農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)の一部を改正する告示を行い、国産ビール大麦の品位規格を見直した。
⑨ 特定肥飼料等への炭の追加	農林水産省 環境省	食品循環資源の再生利用に係る製品として「炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤」を追加するため、所要の措置を講じる。 【「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第335号)」】	措置済			◎

イ 林業

(ア) 森林管理

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 森林資源のモニタリング調査結果等の公表	農林水産省	森林資源の状況については、国民はもとより林業に携わる市町村や林業経営者等に公表する必要がある、地域の森林計画等に活用されるべきものであることから、今後は、我が国の森林状況の変化を国民が分かりやすく理解し把握できるよう、モニタリング・プロセスの基準・指標毎に、モニタリング調査結果、調査結果の比較データなどを公表する。			措置	—
② 森林資源のモニタリング調査手法・内容の見直し	農林水産省	今後、森林・林業施策の評価・立案や、データの分析・活用を行っていく上で更なる調査が必要と判断された場合にあっては、モニタリング調査の定点観測プロットの追加や調査内容の収集データ対象を拡充することについて、検討するなどモニタリング調査の充実強化を図る。	平成20年中検討・結論			◎ (農林水産省) モニタリング調査の精度向上を目的として、調査項目の加除等を含めた調査手法改定案について平成19年度に作成したことから、本改定案を用いた学識経験者等によるコントロール調査及びトライアル調査を平成20年中に実施し、調査手法の改定及びコントロール調査の追加について結論を得た。これを踏まえ、平成21年度より、調査手法の改定及びコントロール調査の追加等、精度向上のための拡充等の措置を実施。
③ 保安林制度におけるモニタリング・プロセスの基準・指標の活用	農林水産省	a 保安林制度について、モニタリング・プロセスの基準・指標に係るデータ収集を目的とする森林資源モニタリング調査の結果を踏まえつつ、全国的な見地からより効果的な在り方を検討する。			平成21年度速やかに検討開始	—
		b 併せて、平成22年中に検討状況の内容を公表する。			平成22年中措置	—
④ 法制度に基づいた施業に関する制度的確な運用	農林水産省	森林の有する多面的機能の発揮を求め、かつ、持続可能な森林経営を実現していくためには、施業が適切に行われることが必要であることから、保安林制度はもとより、森林法制度に基づく制度のより一層的確な運用を図る。	平成20年中検討・結論			◎ (農林水産省) 森林法に基づく制度のより一層的確な運用を図るため、関係告示「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」(昭和37年7月2日農林省告示第851号)を平成20年7月31日付けで改正(農林水産省告示第1230号)し、伐採後の造林を確保するための措置を講じるなど、必要な措置を実施。

(イ) 林業経営

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 望ましい林業構造の確立に向けた森林・林業基本計画に基づく施策の政策目標の明確化	農林水産省	現在の森林・林業基本計画に基づく施策について、森林管理・経営の担い手と木材生産の担い手を明確にし、それらが各々の役割に応じた方向性を見いだせるよう政策目標を明確化する。		措置		◎ (農林水産省) 森林管理・経営の担い手と木材生産の担い手の連携により、間伐等の推進、国産材の安定供給体制の構築に資することができるよう、各地域において、主に森林組合を主体とする森林管理・経営の担い手とそれと連携して間伐等を実施する木材生産の担い手を現場レベルで明確化するよう、平成20年10月、都道府県及び都道府県国産材安定供給協議会に対して調査を依頼し、それぞれの担い手数を把握した。これらの結果を踏まえつつ、森林管理・経営の担い手と木材生産の担い手の連携を進めていくこととしている。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
② 森林情報所有者・境界線の整備	農林水産省	<p>施業集約に必要な所有者・境界線などの森林情報は、地域によって整備状況が異なっており、施業集約が実態として困難な地域も多数存在する。</p> <p>したがって、森林情報については、地域の取組を積極的に支援し、早期に整備する。</p>	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 都道府県が行う森林GISの構築への支援のほか、施業集約化を促進する観点から、森林整備地域活動支援交付金による森林情報の収集活動や施業集約化・供給情報集積事業による森林境界明確化への支援など森林情報の整備・精度向上のための地域の取組に対し積極的な支援を実施。 なお、平成21年度予算として、境界明確化について森林境界明確化事業の新設、森林整備地域活動支援交付金の拡充を措置。
③ 森林情報のデータベース化・オープン化	農林水産省	<p>森林簿の森林情報は、林業事業者等の施業集約に不可欠な情報を含んでいることから、森林情報を地図情報としてデータベース化する取組を推進する。</p> <p>併せて、個人情報の取扱いに十分考慮し、可能な範囲で、施業集約を目指す者にとって利便性の高い情報について、施業集約を目指す者であれば誰でもアクセスが可能となるよう、森林情報をオープン化することについて検討を進めるとともに、平成20年度中に検討状況の内容を公表する。</p>		措置		◎ (農林水産省) 都道府県が行う森林GISの構築への支援を実施。 また、集約化を目指す者に対して可能な範囲で広く情報が公表されるよう、平成20年3月24日付けにて「森林関連情報等の整備について」(19林整計第278号林野庁計画課長通知)を発出する等措置。
④ 施業集約の促進	農林水産省	a	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 平成21年度予算において、地域において、市町村、林業事業者、森林所有者、路網整備の指導者等からなる集約化促進協議会を設置する予算を計上したところ。
		b	平成20年中措置			
		<p>a 施業集約の取組を促進するため、施業集約に向けた議論や調整を行う組織を、地域の实情に応じて市町村、森林組合、森林組合以外で施業集約を行っている林業経営者や林業事業者、今後、施業集約を目指す林業経営者や林業事業者、森林所有者、学識経験者、路網整備の指導者などの参加を得つつ設立する。</p> <p>併せて、施業集約の担い手同士で施業集約計画の調整を図る場合、より効率的な施業集約を実現するためには、公平性を確保した調整がなされるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 地域協議会において、公平性の確保の下に担い手の施業集約に向けた議論・調整がなされた結果については、それぞれの担い手の施業集約計画として合意形成し、情報開示する。</p> <p>併せて、施業集約計画に基づき施業が適切に行われるよう、担い手が地域協議会に施業方法などを詳細に提出するとともに、その施業が適切に実施されたかをチェックする体制を整備する。</p>				◎ (農林水産省) 集約化促進協議会の設置に当たっては、事業説明会やQ&Aなどを通じて、①施業集約の調整方針、公正性の確保に向けたルール(施業受委託契約の長期継続の確保等)、②集約化実施計画の内容(年度別事業量、路網整備計画・方針等)、実行に当たったの地域内の事業者間の調整、③集約化促進協議会で合意した集約化実施計画の開示ルール、④集約化実施計画に基づく実施状況のチェック体制の整備等の項目について明らかにし、各地域に協議会の設置を促すこととしている。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 生産基盤となる路網整備の促進	農林水産省	a 簡易で耐久性のある作業路網の整備に関する技術の集積等に取り組み、基本的な留意事項等を取りまとめたマニュアルを作成し、それを周知する。 併せて、簡易で耐久性のある作業路網作設のための指導者養成研修やモデル林による現地研修等を体系化させうえて、指導者養成研修修了者に対する技能評価を行うなど研修参加者の技術の習得が客観的に確認されるものとなるよう、早急に充実化を図る。 さらに、公的補助の対象となる路網整備については、上述のマニュアルに沿った整備に努めることとし、作設後の適切な維持管理体制の整備を図る。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 作業路網作設にあたっての基本的な留意事項や施工後の維持管理についてとりまとめた「作業路作設の手引き」及び「作業路崩壊事例」を作成し、都道府県関係者に配付した。 研修を技能や習熟度別に3段階に区分することにより、平成21年度から体系化を図った。また、技能評価については、6月～10月に計5回実施した。
		b 今後、効率的な路網整備の促進に向けて、林業経営者や林業事業者が行う施業集約と路網整備が一体として行われるようにするべく、前掲の地域協議会において、施業集約計画の中に路網整備計画を位置付け、策定する。 併せて、路網整備計画に基づき路網が適切に整備されているかをチェックする体制を整備する。	平成20年中措置			
⑥ 林業機械に関する公的補助の見直し	農林水産省	a 現在行われている林業機械の導入費用を一部負担する公的補助の在り方について、より林業の生産性の向上に資するよう、補助制度の運用の在り方を見直すなどの検討を行い、結論を得る。	平成20年中検討・結論			◎(農林水産省) 平成21年度以降交付金で実施する事業について、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして第三者による評価(体制評価)を受けた単独の林業事業者及び体制評価を受けた事業者と連携し、集約化された森林で間伐等を実行する事業者を補助対象に追加した。
		b 今後、森林を保有する林業経営者が施業集約を図り規模拡大を行う可能性も充分に考えられることから、補助対象の拡大を図る。	平成20年中措置			
⑦ 林業経営についての補助の見直し	農林水産省	効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立に向け、今後の林業経営に対する補助については、自ら経営改革に取り組む経営者の努力が報われるものとなるよう、個別施業に対する補助の他に、林業経営者の施業の集約化や間伐の生産性の向上などを通じた経営改善努力を助長する補助の在り方を検討し、結論を得る。 併せて、個別施業への補助となっている造林関係補助事業の対象となるものについては、今後、集約的な施業の実施を促すものとなるように検討し、結論を得る。	平成20年中検討・結論			◎(農林水産省) 平成21年度予算において、提案型集約化施業を的確に実施できる能力を有する林業事業者等を対象に、施業提案から施業の実施、工程・出材管理、精算までの一連のノウハウの蓄積に必要な経費の助成と事業実行中に不測の事態が発生した場合のリスクの軽減に必要な予算を計上したところであり、当該事業では、定額助成という助成手法により林業事業者の創意工夫による低コスト化・効率化を最大限に引き出すこととしている。 なお、森林の多面的機能の発揮のための公共事業として実施している森林整備事業(造林関係補助事業)は、森林の機能発揮に直結する間伐等の作業量(面積)に応じて補助金を交付するものであり、経営対策として助成を行うものではないが、公共事業の効率的な事業実施の重要性に鑑み、団地的な間伐等を推進し、施業の集約化に資することとしているところである。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 山林に係る相続税制度の適正な運用	農林水産省	山林に係る相続税の立木及び林地の課税価格の5%減額措置は、これまで相続人が森林施業計画を継続する場合のみ認められているものであり、施業放棄地の発生防止及び施業集約の促進に向けて、当該措置における市町村による森林施業計画の継続の確認が今後も適切に行われるようにする。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 市町村担当者向けに、山林に係る相続税の立木及び林地の課税価格の5%減額措置の内容とその利用に当たっての市町村の役割についてまとめた資料を作成し、 (1) 6月に行われた森林技術総合研修所による「平成20年度林業金融実務・税制研修」において、受講者である都道府県担当者に対して、当該資料を説明した上で、本特例措置における市町村による森林施業計画の継続の確認が今後も適切に行われるよう、市町村担当者への周知を要請した。 (2) また、10月に行われた各都道府県の金融・税制担当者を集めたブロック会議において、同様に、当該資料を説明し本特例措置の適切な運用について市町村担当者への周知を要請した。
⑨ 緑の雇用担い手対策事業の推進	農林水産省	a 雇用者に対する補助を、今後は、雇用者の指導により技能や知識を習得していることを確認し、支給されるような仕組みを検討し、結論を得る。	平成20年中検討・結論			◎ (農林水産省) 研修生の研修成果の確認手法を決定し、当該内容について、平成20年12月15日付け事務連絡により、事業実施主体である全国森林組合連合会に対し通知した。 なお、このことに係る林野庁長官通知は平成21年3月31日付けで改正した。
		b 技能や技術の習得と並行して、森林管理経営に必要な知識の習得が図られるよう、研修指導内容の充実に向けた必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 平成20年度予算措置により、「林業担い手育成確保対策事業の実施について」(平成10年4月8日付け10林林野組第70号林野庁長官通知)を、平成20年3月31日付けで改正し、「森林の持つ多様な機能を適切に発揮するための森林の管理経営に必要な専門知識等を習得させる」旨を追記した。

(ウ) 森林組合

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 随意契約の見直し	農林水産省	都道府県等が実施する森林災害復旧事業や林業公社の実施する森林整備事業(造林関係)に係る森林組合の随意契約については、直しを含め、必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 災害復旧に係る事業等については、その緊急性などから、随意契約によらなければならないことも想定され、すべての契約を随意契約によらずに行うことは困難であるが、一般競争入札の導入について各都道府県に対して各種会議等を通じて働きかけを行った。
② 森林組合経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善	農林水産省	a 森林組合は、小規模な組織が多数を占めることから、インターネットを活用した情報開示が進んでいない状況にある。したがって、インターネットを活用した説明書類の掲載等について、自主的な開示を促進する。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 「森林組合の事業運営の透明化・健全化に関する取組の強化について」(平成20年12月25日付け20林政経第238号経営課長通知)において、インターネットを活用した自主的な開示に努めるよう指示済み。
		b 森林組合経営の透明化の観点から、森林整備事業を中心に、員内、員外の利用別、受託林産の事業量、財務の状況などについて、組合員に対する一層の自主的な情報開示の促進に向け、必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について」(平成18年10月20日付け18林政経第142号林野庁長官通知)を平成21年2月19日付けで改正し、員内、員外の利用別等、財務の状況がわかるよう決算関係書類様式を改正した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 森林組合のガバナンス内部管理態勢の強化	農林水産省	森林組合においては、森林組合は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、ガバナンスの強化に取り組むべきであり、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 「森林組合の事業運営の透明化・健全化に関する取組の強化について」(平成20年12月25日付け20林政経第238号経営課長通知)において、コンプライアンス体制の整備を図るよう指示済み。
④ 森林組合の高度な施業の外注化	農林水産省	森林組合の施業、特に、今後の生産性の向上や低コスト化に向けた鍵となる高性能林業機械と低コスト作業路を組み合わせた高度な施業については、施業の生産性の向上や低コスト化を促すため、地域の実情に応じて、林業事業者への外注化を促進する方策を検討し、結論を得る。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 「森林組合の事業運営の透明化・健全化に関する取組の強化について」(平成20年12月25日付け20林政経第238号経営課長通知)において、地域の実情に応じた円滑な外注化の促進について努力するよう指示済み。

(エ) その他

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 民間企業の行う品種開発に関する支援の推進	農林水産省	品種開発を行う、または、品種開発に意欲のある民間企業が参入しやすくなるよう一層の情報提供に努め、活用の促進を図るなど支援を推進する。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 民間企業が新たに林木の品種開発を行っていく際に有用な情報について、データ内容の一層の充実を図ったうえで、平成20年12月に(独)森林総合研究所のホームページに公表した。
② 独立行政法人森林総合研究所の民間開放の推進<官業ウ⑥の再掲>	農林水産省	独立行政法人森林総合研究所では、民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間との連携を深めているが、この連携や情報提供を一層進めることなどにより、独立行政法人が行う品種開発に関する業務の重点化も可能となるものと考えられる。 したがって、現在、森林総合研究所が行う業務(業務の一部を含む)について、さらなる民間委託や民間開放の可能性を検討し、結論を得る。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) これまで実施してきた民間委託業務に加え、品種開発のための候補木の特性を調べる継続的な調査の一部を民間委託することとし、平成20年11月から民間委託を開始した。
③ 木材利用の促進	環境省	「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)において、「[国等による環境物品等の調達]の推進等に関する法律」に基づく基本方針の判断基準における紙類の見直しに際しては、古紙の利用促進を維持しながら、WTO政府調達協定との整合性に配慮しつつ、森林の有する多面的機能を維持し、森林資源を循環的・持続的に利用する観点から、適切に管理された森林から生産された原料を「環境に配慮された原料」とし、一定の割合を置き換え措置として導入すべきである。」とされ、当該具体的措置について政府として最大限に尊重することとされたところである。 しかしながら、本件については今年1月に製紙メーカー各社による再生紙偽装問題が生じ、公称古紙配合率そのものについての信頼性が失われ、この検討に当たっての前提が崩れている状況にある。再生紙の利用促進についてはかかる問題の全容解明と製紙業界の信頼の回復が何よりも大切であり、これら全体を推進する中で総合的に検討し、結論を得る。	平成20年中措置			◎ (環境省) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく基本方針の紙類の判断基準については、平成20年1月の再生紙偽装問題を踏まえ、見直しを行った。 具体的には、古紙の利用促進を維持しながら、WTO政府調達協定との整合性に配慮しつつ、各製紙会社の環境配慮への技術力と消費者が求める紙の品質に応じて、間伐材、森林認証材、未利用材等、環境に配慮した原料も限定的に利用できることとし、また、環境配慮の指標である白色度及び坪量(紙の単位面積あたりの重量)を加えた総合評価指標の考え方を導入した。(紙類の基準改定を含めた基本方針の見直しは、平成21年2月13日閣議決定)

ウ 水産業
ア) 資源管理

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 生物学的に計算される漁獲許容水準に基づくTAC漁獲可能量設定の厳正化、決定プロセスの透明化	農林水産省	科学的根拠の尊重による資源管理を徹底し、水産資源の維持、回復を図るため、TAC設定が生物学的に計算される漁獲許容水準を可能な限り超えることがないよう、TAC設定の厳正化を図る。 併せて、TAC設定の数量的根拠を公表し、TAC数量の決定プロセスの一層の透明化を図る。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 水産政策審議会第40回資源管理分科会(平成20年11月14日)において、21年TACについては、ABCを可能な限り超えないこと、調整枠を設定しないこと等の「21年漁獲可能量(TAC)設定のポイント」を提示し、これを踏まえ21年漁期TACの設定を行った。 また、21年漁期TAC設定に際し、魚種毎に漁業者、加工流通業者等の自由参加の下、公開の「TAC設定に関する意見交換会」を開催し、TAC設定の数量的根拠を公表し(水産庁ホームページにおいても掲載し、公表)、TAC数量の決定プロセスの一層の透明化を図った。(例;まあじ、まいわし、するめいか:平成20年10月24日、すけとうだら:平成21年2月4日、さんま:平成21年2月12日、さば類、ずわいがに:平成21年4月22日)
② TAC漁獲可能量設定魚種の拡大	農林水産省	水産資源の持続的な利用を実現するため、TAC設定がなされていない31魚種やそれ以外の魚種も含めて、資源が悪化している魚種など魚種による適性を見つつ、TAC対象魚種の拡大の検討を行う。 併せて、平成20年中に検討状況の中間報告を公表する。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 水産庁において、外部の学識経験者等からなる「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を公開で開催し、TAC対象魚種の拡大等について検討を行い、TAC対象魚種の追加については継続的に検討という検討結果をとりまとめ、公表した(中間とりまとめ:平成20年9月11日、とりまとめ:平成20年12月15日。)
③ TAC漁獲可能量の厳守に向けた合理的操業モデルの樹立	農林水産省	漁業者が毎年の各魚種のTAC数量に対応し、これを有効に活用するための合理的操業モデルを作成し、提示することで、特定の魚種のTACを超過するような操業から、TACをうまく利用できる漁業形態に誘導を図る。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 配分されたTAC数量の下で不合理漁獲を回避しつつ水揚げ高を確保する漁業形態への誘導を図るため、平成20年度予算において、北部太平洋まき網漁業のサブ類を対象とした合理的操業モデルを作成し、同漁業の関係者へ提示し、周知を行った。
④ IQ個別漁獲割当制度の導入対象魚種の拡大及びITQ譲渡可能個別漁獲割当制度の検討	農林水産省	現在、IQ方式については、我が国において、ミナミマグロ、日本海ベニズワイガニで実施されているが、今後、これら以外の魚種についても、資源管理法に基づくものを含め、IQ方式の導入を検討し、一定の結論を得る。 併せて、ITQ方式についても、そのメリット・デメリットや諸外国における導入事例、導入する場合の条件等について調査、研究、分析を行い、平成20年中に中間報告を行う。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 水産庁において、外部の学識経験者等からなる「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を公開で開催し、諸外国におけるIQ方式・ITQ方式の導入事例等について調査等を行うとともに、IQ方式・ITQ方式について検討を行い、漁業実態に応じたIQ方式の活用についての検討及び既にIQ方式を実施している魚種について割当量の移動に関して検討すべきという検討結果を取りまとめ、公表した(平成20年12月15日)。

(イ) 漁業権等

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 漁業権漁業における優先順位に関する実態調査の実施	農林水産省	a 定置漁業権及び特定区画漁業権については、平成20年9月から平成21年4月にかけて行われる都道府県知事による免許の切替に併せて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施する。		調査開始		◎(農林水産省) 都道府県知事を通じて漁業権の優先順位に関する実態調査を実施した。「海面における漁業権の優先順位に関する実態調査及び海面における漁業の免許状況調査について」(平成20年6月27日付け水産庁長官通知)
		b さらに、その実態調査について、平成21年度に実態調査結果を公表する。			第一四半期中措置	◎(農林水産省) 調査結果については、平成21年6月29日付プレスリリースにて公表した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
② 漁業権の免許設定プロセスの運用状況の改善	農林水産省	現在の漁業権の免許設定までのプロセスは、①漁業関係者の要望及び漁場条件の調査、②漁場計画(案)の作成、③海区漁業調整委員会への諮問、④公聴会の開催、⑤海区漁業調整委員会の答申、⑥漁場計画の公示、という免許の内容等の事前決定を経て、免許手続が行われている。 このプロセスでは、既存の漁民のみならず新規に漁業を営もうとする者を含め要望を調査し、漁場計画(案)が作成されてきているが、今後とも、適正かつ合理的な漁場計画(案)となるよう、新規参入者を含む漁業関係者の要望の調査をより徹底して行う。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 都道府県知事に対して発出した通知(技術的助言)において、新規参入者を含む漁業関係者の要望の調査をより徹底して行うよう依頼した。(「規制改革会議第2次答申の留意点について」(平成20年6月10日付け20水管第638号水産庁長官通知))。
③ 漁業調整委員会における審議の厳格性の確保	農林水産省	今後、平成20年9月から平成21年4月にかけて、特定区画漁業権等について、都道府県知事による免許の切替が行われることとなっているが、この免許の切替に当たっては、厳格な審査が行われるよう必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 都道府県知事に対して発出した通知(技術的助言)において、免許の切り替えに当たっては、厳格な審査が行われるように必要な措置を講ずるよう依頼した。(「規制改革会議第2次答申の留意点について」(平成20年6月10日付け20水管第638号水産庁長官通知))。
④ 漁業権の行使状況のオープン化	農林水産省	新規参入や効率的な生産体制への移行を促進するため、養殖業について、誰でもアクセスが可能な利用に関するデータベースを構築し、漁業権の行使状況のオープン化を図る。 さらに、定置漁業についても、インターネット等を活用したオープン化を図る。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 養殖業については、養殖漁場の利用に関するデータベースを作成し、インターネットにおいて公開した。 定置漁業については、都道府県知事に対して発出した通知(技術的助言)において、インターネット等を活用したオープン化を図るよう依頼した。(「規制改革会議第2次答申の留意点について」(平成20年6月10日付け20水管第638号水産庁長官通知))。
⑤ 漁船漁業における許可隻数の決定プロセスの透明性の確保	農林水産省	大臣許可漁業及び知事許可漁業ともに、新規参入希望者を含めたより多くの関係者の意見を聴取した上で許可隻数を決定する。 併せて、関係者の意見を聴取した場合には、議事録を作成・公開することとし、決定プロセスの透明性を確保する。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 大臣許可漁業については、許可の更新の公示に当たり、水産政策審議会において審議されており、その議事録をホームページに掲載するとともに、パブリックコメントを行い、広く国民に意見を求め、その結果をホームページにおいて公開している。 また、知事許可漁業については、平成20年9月17日及び18日に開催された海区漁業調整委員会事務局職員研修会兼都道府県漁業調整担当者会議において、都道府県担当者等に対して措置内容の説明を行い、透明性の確保を図るよう依頼した。
⑥ 許可船舶の使用権の行使状況のオープン化	農林水産省	新規参入や効率的な生産体制への移行を促進するため、個人情報保護に配慮しながら、大臣許可漁業、知事許可漁業について、インターネット等を活用した許可船舶の使用権の行使状況のオープン化を図る。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 大臣許可漁業については、平成20年12月に個人情報保護等に配慮した許可船舶情報を水産庁のホームページに掲載した。 また、知事許可漁業については、平成20年9月17日及び18日に開催された海区漁業調整委員会事務局職員研修会兼都道府県漁業調整担当者会議において、都道府県担当者等に対して依頼するとともに、指定漁業の許可船舶情報の公表状況を提示し、当該情報公開を都道府県の個人情報保護等の取扱いを考慮して図るよう長官通知により依頼した。(「指定漁業等の許可に関する情報の公開について」(平成20年12月24日付け水漁第2041号水産庁長官通知))

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑦ 自営創業に対する支援の拡充	農林水産省	a 漁業経営に意欲のある者や企業、異業種からの参入しようとする企業においては、他産業で求められる顧客の開拓に要する営業力や情報収集力は有しているも、資源管理に関する情報、船舶など設備や技術に関する情報やノウハウ、市場に関する情報など漁業特有の情報は不足している状況にある。 したがって、自営創業に向けた情報提供や自営創業が増加するような支援事業を行うことにより、新たな可能性を秘めた自由な漁業経営が活性化するように、情報提供及び支援事業の充実を図る。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 新規就業者対策として、就業情報の提供、漁業就業相談会の開催から漁業就業に至るまでの体系的な支援を実施しており、また、異業種のノウハウや技術等を活用した漁業への新規参入を促進するため、異業種連携ビジネス相談会を実施するとともに、新たなビジネスの事業化に対して支援を実施しているところであり、これらの措置を平成21年度予算においてさらに充実させることとしている。
		b 現在、新規就業者の増加に向け、沿岸漁業改善資金制度において、青年漁業者等が漁業経営を開始するのに必要な資金の無利子融資を都道府県が行っている。また、漁協系統資金である漁業近代化資金においては、漁業者を対象に漁船などの設備資金の貸付を行っている。しかしながら、これら融資制度は、漁業従事経験のない新規参入者に対する支援融資が可能であるが、必ずしも制度に対する利用者の理解が十分ではない。 このため、融資制度について、関係機関を通じて利用者への周知を一層促進する。	平成20年中措置			
⑧ 知的財産や漁業動産を担保とした新たな資金調達手法の検討	農林水産省	漁業金融の円滑化に向けては、養殖業などで期待される漁業特有の知的財産・動産及び新たなビジネスモデルの活用も今後重要になると考えられる。他産業においては、知的財産や動産を担保とした新たな融資手法の普及に向け、独特のリスクを有する担保や債権について、評価方法や管理方法の検討が官民一体となって検討されている状況にある。したがって、漁業金融の円滑化に向け、新たな資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等の検討を開始する。 併せて、平成20年中に検討内容等を公表する。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 平成20年度において、漁業金融の円滑化に向け、検討を行った。具体的な事項は次のとおりである。 1 参考となる農業関係及び中小企業向けの金融円滑化の手法について情報収集や金融機関等からのヒアリングを行い、動産担保の実態等を把握した。 2 漁業関係団体からのヒアリングを行い、漁業の資金ニーズや、その特殊性についての実態等を把握した。その結果、現状では水産業において動産を担保とした融資は一般的に普及しておらず、今後の普及推進が課題として浮き彫りになった。 3 平成20年度に行ったヒアリング等の結果を踏まえ、平成21年度から、動産担保を取り入れた漁業金融の円滑化について本格的な検討を行うための予算を措置し、新たな資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等について、今後3年間調査検討等を行う予定である。併せて、予算の概算決定後、検討内容を含む予算の資料を公表した。
⑨ 中小漁業融資保証保険制度の対象金融機関の拡大	農林水産省	a 現在、中小漁業融資保証保険制度においては、漁協以外にも銀行、信用金庫等が対象金融機関となっているが、信用組合は対象金融機関となっていない。これを改め、信用組合も中小漁業融資保証保険制度の利用対象金融機関とする方向で見直す。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 信用組合を漁業信用保証保険制度の利用対象金融機関として追加することについては、「中小漁業融資保証法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第136号)」により措置した。(平成20年4月16日施行)
		b 地域金融機関等においては、漁業分野への参入意欲はあるものの、依然としてノウハウが不足していることもあり、漁協以外の民間金融機関の中小漁業融資保証保険制度の利用が進んでいない状況にある。これは、中小漁業融資保証保険制度の情報提供不足や、中小漁業融資保証保険制度が漁協系統機関専用の信用保証保険制度であるという誤解によるところも少なくないものと考えられる。 したがって、中小漁業融資保証保険制度について、漁協以外の民間金融機関に周知徹底を図るべく、情報提供等を積極化する。	平成20年中措置			

(ウ) 漁協

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 組合員資格の検証、資格審査の厳格化	農林水産省	漁協は正組合員が20人未満になると解散することとなっている。また、正組合員資格は、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて90日から120日までの間で定款で定める日数を超える漁民、とされている。しかしながら、組合員の中には従事日数を満たしていない者がみられ、本来であれば解散すべき漁協が存続しているとの指摘がある。 したがって、改めて全ての漁協について組合員資格の検証を行う。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 漁協の定款の記載事項「組合員の資格及びその審査の方法」に関し、平成20年4月1日付けで農林水産大臣が定める模範定款例の一部改正し、新たに、定款附属書組合員資格審査規程例を新設した。当該資格審査規程例に基づき、組合員資格審査委員会を設け、適正な組合員資格審査が行われるよう都道府県を通じ、指導を行った。 (「水産業協同組合に係る模範定款例の一部改正について」(平成20年4月1日付け19水漁第3945号水産庁長官通知))、「漁業協同組合定款附属書組合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について」(同日付け19水漁第3943号水産庁漁政部水産経営課長通知))
② 漁協の解散時における漁業者の操業の確保	農林水産省	漁業法(昭和24年法律第267号)第26条において、漁業権は相続又は法人の合併もしくは分割による場合を除き、移転の目的となることができないとされている。 しかしながら、漁協の解散時においては、他の漁協の組合員となることを選択する者もいれば、漁協に属さず、自営による漁業の継続を希望する者もいる可能性が考えられる。 したがって、自営による漁業経営の選択肢を排除することのないよう、必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 都道府県知事に対して発出した通知(技術的助言)において、漁協の解散後の自営による漁業経営の選択肢を排除せず、必要な措置を講ずるよう依頼した(「規制改革会議第2次答申の留意点について」平成20年6月10日付け20水管第638号水産庁長官通知)。
③ 漁協経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善	農林水産省	a 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第58条の3において、信用事業又は共済事業を行う組合は、事業年度毎に業務及び財産の状況に関する説明書類(以下「説明書類」という。)を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないとされている。 しかし、説明書類に記載すべき事項は、漁業協同組合の信用事業に関する命令第48条において規定されているが、具体的な様式は定められていない。 したがって、他の金融機関におけるディスクロージャーの状況を参考としつつ、一層の比較可能性を高めるよう説明書類の雛形を作成し、周知するなど、所要の措置を講ずる。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) ディスクロージャーについては、従来から他の金融機関の状況を参考としつつ、系統指導団体の全国漁業協同組合連合会(全漁連)においてひな形(漁協系統のディスクロージャーに係る統一開示基準及び様式)を作成し、周知されてきたところであるが、平成20年12月25日付けで、当該ディスクロージャー様式の一部改正し、新たに、キャッシュフロー計算書の様式などを追加し、周知されたところである。(事務連絡(ディスクロージャー様式の一部改正について(平成20年12月25日付け全漁連信用・合併推進部)))
		b 漁協は、小規模な組織が多数を占めることから、インターネットを活用した情報開示が進んでいない状況にあることから、組合員、貯金者等に対する情報開示を迅速に行うためにも、他の金融機関におけるホームページ上での説明書類の公開状況を参考としつつ、ホームページへの説明書類の掲載等について、組合員、貯金者等の利便性に応じた公開方法で自主的な開示が促進されるよう、必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			
		c 事業部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の一般への開示について、自主的な情報開示が促進されるよう必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			
		d 漁協は様々な事業を行っているため、貸借対照表・損益計算書は事業区分を行い、各事業の財産・損益の状況を示しているが、漁協経営の透明化、貯金者・共済契約者保護などの観点から、部門別の資産の情報、部門別収益の詳細をより把握できるよう、自主的な情報開示の促進に向け、必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
④ 漁協の経営改革の推進	農林水産省	経営改革が必要とされる漁協については、一定の期限を区切り数値目標等を漁協側に設定させるとともに、その成果を所管行政庁が責任を持ってフォローアップする。	平成20年中措置			◎(農林水産省) 全漁連策定の「JF経営改善指導指針」に基づき、「JF経営指導全国委員会」の一員として、全漁連、農林中金、県庁等と協力して、要改善漁協の経営改善計画の策定(既存計画の見直しを含む)を進めるとともに、その進捗管理を行っている。
⑤ 漁協のガバナンス内部管理体制の強化	農林水産省	漁協においては、漁協は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、ガバナンスの強化に取り組むべきであり、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。	平成20年中措置			◎(農林水産省) コンプライアンス委員会の設置などコンプライアンス体制の構築について、平成20年12月26日に通知を発出し、指導を行った。(「漁協等の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」に当たっての留意事項について)(平成20年12月26日付け20水漁第2060号水産庁長官通知)